

# 「憲法改正国民投票法」が施行されます。

平成22年5月18日から「**憲法改正国民投票法**」が施行されます。

国民投票とは、私たちが憲法改正に関して最終的な意思決定をするものであり、そのために具体的な手続きを定めた法律が「**日本国憲法の改正手続に関する法律（憲法改正国民投票法）**」です。



## 投票の流れ

- ・投票は、憲法改正案ごとに一人一票となります。また投票に当たっては、各選挙の投票と同様に期日前投票や不在者投票などを行うことができます。
- ・賛成投票の数が投票総数の2分の1を超えた場合、国民に承認されたこととなります。

詳しくは役場本庁および支所の窓口に設置したパンフレット又は総務省ホームページをご覧ください。町選挙管理委員会までお問い合わせください。

総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp>

**【お問い合わせ先】 錦江町選挙管理委員会 ☎ 0994 - 22 - 3040**

## 6月1日 全国一斉特設人権相談所開設

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

日本が戦後新しく生まれ変わったとき、何よりもまず国民の基本的な人権の擁護と人権思想の普及高揚が強く求められ、基本的な人権の尊重を基調とした日本国憲法が制定されました。

このような背景の下に、昭和23年に、まず政令に基づいて人権擁護委員制度が設けられ、翌昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。これにより国民の基本的な人権を擁護し見守る、いわば民間人による人権擁護機関が誕生しました。これが我が国における人権擁護委員制度の始まりです。

全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法の施行日である6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日に「全国一斉特設人権相談」を実施することとしています。鹿児島県人権擁護委員連合会においても、県内の各市町村で特設人権相談所を開設いたします。

錦江町の人権相談開設場所は下記のとおりです。

相談は無料で、秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください。

**人権相談開設場所 本 庁（3階監査控室）午前10時～午後3時まで  
支 所（1階会議室） //**

### 【お問い合わせ先】

鹿児島地方法務局（鹿屋支局） 電話（0994）43 - 6790  
錦江町役場住民税務課 住民チーム 電話（直通）22 - 3039